

国土交通省告示第百五十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）の一部の施行に伴い、及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の三第一項及び第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、建築基準法に基づく指定確認検査機関を指定した件及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法に基づく指定確認検査機関を指定した件及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示

（建築基準法に基づく指定確認検査機関を指定した件の一部改正）

第一条 建築基準法に基づく指定確認検査機関を指定した件（平成十一年建設省告示第千二百八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(略)	名 称	別 表	改 正 後
	住 所		
	指 定 区 分		
	業 務 区 域		
	確 認 檢 査 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地		
	確 認 檢 査 の 業 務 開 始 の 日		
(略)	名 称	別 表	改 正 前
	住 所		
	指 定 の 区 分		
	業 務 区 域		
	確 認 檢 査 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地		
	確 認 檢 査 の 業 務 開 始 の 日		

(確認審査等に関する指針の一部改正)

第二条 確認審査等に関する指針(平成十九年国土交通省告示第八百三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二 構造計算適合性判定に関する指針</p> <p>構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 前二号の審査において、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断することができないときは、当該建築物について法第六条第四項又は法第十八条第三項に規定する審査をする権限を有する建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）に照会すること。</p> <p>3 構造計算適合性判定のための審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより審査を行うこと。</p> <p>イ 令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築主事等又は指定確認検査機関から施行規則第一条の四（施行規則第三条の三又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して</p>	<p>第二 構造計算適合性判定に関する指針</p> <p>構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 前二号の審査において、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断することができないときは、当該建築物について法第六条第四項又は法第十八条第三項に規定する審査をする権限を有する建築主事に照会すること。</p> <p>3 構造計算適合性判定のための審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより審査を行うこと。</p> <p>イ 令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）から施行規則第一条の四（施行規則第三条の三又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の</p>

審査し、及び当該通知をした建築主事等又は指定確認検査機関に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

- (3) 申請又は通知に係る建築物の計画について建築主事等又は指定確認検査機関が別表(は)欄に掲げる審査すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第三条の八(施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)(の規定により、当該計画について確認の申請を受けた建築主事等又は指定確認検査機関に対し、当該事項の内容を通知すること。

- ロ (略)
- 4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一(六) (略)

- 七 建築主事等又は指定確認検査機関から第一第四項第三号ロ(2)の規定による照会があったときは、当該照会をした建築主事等又は指定確認検査機関に対して、遅滞なく、当該照会に対する回答をすること。

内容を確認、これに留意して審査し、及び当該通知をした建築主事等に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

- (3) 申請又は通知に係る建築物の計画について建築主事等が別表(は)欄に掲げる審査すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第三条の八(施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)(の規定により、当該計画について確認の申請を受けた建築主事等に対し、当該事項の内容を通知すること。

- ロ (略)
- 4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一(六) (略)

- 七 建築主事等から第一第四項第三号ロ(2)の規定による照会があったときは、当該照会をした建築主事等に対して、遅滞なく、当該照会に対する回答をすること。

附 則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。